

8 環境

(1) 廃棄物の効率的処理について(廃棄物・リサイクル分野)

統一化された廃棄物会計基準の普及によるコストの把握、開示、ベンチマーキング、ベストプラクティスの横展開による廃棄物処理の効率化【平成 20 年度中に検討、以降継続実施】

平成 19 年 6 月に策定された一般廃棄物会計基準により、処理コスト削減を目的とした現状把握及び、同規模地方公共団体間での比較が試みられている。しかしながら、減価償却の耐用年数が地方公共団体の判断に委ねられている、計上する項目が明確に定められていないなど、会計基準のガイドラインに沿って計算をした場合であっても異なる結果を生む可能性があり、ルールが統一化されているとは言い難い。また、公表されている支援ツールにおいても、記入欄が不足するなど大規模地方公共団体には利用が不可能といったこともあり、未だ一般廃棄物会計基準を適用している地方公共団体は少ない。

したがって、地方公共団体が自らの一般廃棄物処理事業に係る費用を把握することで、他の地方公共団体との比較や民間委託を行った場合の処理費用の検討等を可能とし、引いては事業の効率化を図り、より健全なものへと推進していくために、会計基準に係るルールやツールの更なる整備と普及促進措置を早急に採る。(環境ア)

電子マニフェスト普及率 50%達成策の明確化【平成 20 年度中に検討、以降継続実施】

電子マニフェストの利用に当たっては排出事業者、収集運搬業者、処分業者の全員の加入が不可欠であり、普及率を高めていくことは今後の重要な課題である。普及率が十分でない現状においては、既に加入している事業者であっても、紙のマニフェストの利用が一部において残ってしまうという問題が生じている。

したがって、普及率を平成 22 年に 50%以上とするという目標達成に向けて、特に中小企業事業者の加入促進のための普及啓発に取り組むとともに、更なる利便性の追求を行うなど、普及促進のための方策を早急に策定し、公表する。(環境ア)

廃棄物収集・運搬・処理業の許認可取得に係る地方公共団体間の申請書式の統一化【平成 21 年度措置】

「規制改革推進のための 3 か年計画」(平成 19 年 6 月 22 日閣議決定)における廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号))上の

行政手続き及び書類の電子化については、検討の結果、電子化は将来的な許可申請の在り方の一つと考えられるが、現状では許可申請書類の簡素化・様式統一化を進めるべきであるとの結論が得られている。また、許可情報の地方公共団体間の共有化については、情報漏洩対策等情報管理を確実にを行うシステムの確立や許可申請書類の統一化を図った上で、共有化を進めていくべきであるとの結論が得られている。これを踏まえ、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)において平成19年度に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)」(平成20年3月31日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)にて標準様式の普及に係る周知がされたものの、依然として当該書式を利用する地方公共団体は少なく、申請事業者の事務処理コストは増加し、結果的に処理料金への転嫁による社会的コストの増加に繋がっている。

したがって、電子化の実現を見据え、許認可及びマニフェストの報告様式も含めた各種申請書類の早急な統一化を図るためにも、申請書式が浸透していない要因分析及び課題解決に努めるとともに、統一書式の利用について地方公共団体へ周知を行う。(環境ア)

地方公共団体ごとの産業廃棄物処理規制の見直し【平成21年度措置】

個別リサイクル法に則った再資源化や広域認定に係る処理を行う場合においても、産業廃棄物処理施設の設置や産業廃棄物搬入等について事前協議を求める等、多くの地方公共団体が条例等により上乗せ規制を行っている。平成20年1月に行われた全国都道府県及び政令都市等環境担当部局長会議において、産業廃棄物の搬入規制については、各地方公共団体の事前協議制の運用改善を通じて産業廃棄物の搬入・搬出が円滑に行われるように留意されたい旨、周知がなされたが、実態は変化していない上、新たに規制を強化した地方公共団体も存在している。

こうした上乗せ規制は、産業廃棄物処理業の健全な経営と適正処理施設の設置を阻害しているという指摘がある。

したがって、広域的な産業廃棄物の適正処理及び再資源化を推進するため、地方公共団体が法律を上回る規制を課している実態把握を行い、問題解決に努めるとともに、再度、法の趣旨に反する上乗せ規制は行わないように周知する。(環境ア)

一般廃棄物処理における民間参入の促進【平成21年度以降継続実施】

「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)において一般廃棄物の処理における民間委託、PFI(Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)手法の導入推進が逐次実施事項とされた。その中で、廃棄物処理施設補助金を利用した整備事業も行わ

れているところである。しかし、投入した補助金に対して得られた効果について周知がなされていない。

したがって、民間資金、経営能力及び技術的能力を活用したPFI手法により、社会経済的に効率的な一般廃棄物処理施設の整備が推進されるよう、事例等の普及啓発を行う。(環境ア b)

(2) 廃棄物の資源循環促進について(廃棄物・リサイクル分野)

使用済衣料品・繊維等のリサイクルに係る店頭回収・運搬・処分について【平成 20 年度措置】

複数の企業が環境への取組として、衣料製品を始めとする古繊維のリサイクルのために店頭回収を試みている。しかし、回収した古繊維の取扱いに関して地方公共団体の見解にばらつきがあるため、全国展開できないという問題が発生しており、古繊維の回収が進まないという指摘がある。

したがって、古繊維は、廃棄物処理法に定めのある「専ら再生利用の目的となる廃棄物(いわゆる専ら物)」に当たる場合、収集運搬及び処分業の許可は不要であり、例えば衣類の販売等、ほかの業を主として行っている、同様に業の許可は不要であることを周知する。(環境ア 21)

電子機器等、同一性状の他社製品を含む下取り・運搬・処分について【平成 20 年度措置】

電子機器等の下取りに関する規制緩和要請が規制改革会議にも多く寄せられている。

製品を販売した際に商慣習として下取り(同種の製品の無償引取)した使用済み製品の輸送を事業者自身が行う際には、「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務の取扱いについて」(平成 12 年 9 月 29 日厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課産業廃棄物対策室長通知)によって、収集運搬業の許可が不要とされているところである。

しかしながら、同種の商品であれば他社製品も下取りの対象になることや、そのタイミングが新製品の購入と必ずしも同時である必要はないことまで明確に言及されていないため、企業のCSR活動を始めとする優良事業者による自主的なリサイクルへの取組を遅らせてしまっている。

したがって、同種の商品であれば他社製品の下取りも可能であること及びそのタイミングは必ずしも新製品の購入と同時である必要はないことを周知する。(環境ア 22)

一般廃棄物品目指定の広域認定制度の活用【平成 20 年度措置】

使用済小型電子機器や合繊（ナイロン 6、ポリアクリル製品など）からなる製品などは、広域的回収により規模の経済性を高めることにより、効果的に再資源化を行うことが可能であるにも関わらず、その大半が一般廃棄物として焼却及び埋め立てされてしまっている。再資源化可能な品目は生産者が広域的に回収することによって資源の有効利用が果たされるとともに、一般廃棄物処理量の減少に繋がる。一般廃棄物の広域認定に際しては、一般廃棄物の処理は市町村が統括的な処理責任を有し、かつその事務は自治事務であることから、広域認定による国の管理下におく場合には慎重に検討が必要とされており、広域処理を可能とする品目については個別に指定が行われている。この点、品目指定については、事業者からの個別の相談を踏まえて検討し、結果、品目を追加することもあるが、事業者の相談に応じて品目を追加することはできないと、多くの事業者が誤解している。

したがって、一般廃棄物の広域認定制度に係る品目指定については、事業者からの個別相談の内容や社会の要請等を踏まえながら検討し、その内容が広域認定制度の趣旨に沿うものであれば、品目の追加もなされるものであることを、手引きの改訂等により周知する。（環境ア 19）

リサイクルポートの利用促進【平成 21 年度検討・結論、平成 21 年度以降逐次措置】

海上輸送は CO2 の排出量が少なく環境に優しいため、緊急性を要さない循環資源の輸送に適しており、広域的な流動によるオールジャパンでのリサイクルを目指すという資源循環促進の観点から、平成 14 年以降リサイクルポート（総合静脈物流拠点港）が順次指定されている。

指定されている港湾全体においては、循環資源の取扱量・リサイクル企業の立地数とも増加するなど一定の成果はみられるものの、指定後のチェック機能が十分でなく、効果が現れていない港湾も存在する。また、指定港湾でありながら、積替・保管や環境保全が講じられた設備が整っていないなど、利便性がなく名目だけの港湾があるという指摘もある。

したがって、リサイクルの拠点化と海上静脈物流ネットワークの形成をさらに促進するために、循環資源が積極的に取り扱われていない港湾に関して原因究明及びその改善策を行う。あわせて、港湾機能高度化施設整備事業として補助金を交付している港湾に関しては、明確な評価基準を策定し費用対効果を把握すると共に、当該結果を開示する。（環境ア 23）

試験研究用途の一般廃棄物の取扱の明確化【平成 20 年度措置】

「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（改定）」において平成 17 年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」（平成 18 年 3 月 31 日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）の第二「産業廃棄物を使用した試験研究に係る規制について」によると、産業廃棄物を用いた営利目的ではない試験研究を行う場合は、産業廃棄物の収集運搬・処理の業の許可を不要とすることとなっている。

昨今、各企業の資源循環促進への自助努力により、一般廃棄物に関する試験研究も積極的に行われるようになってきている。このとき、少量の廃棄物を研究施設へ搬入するに当たって、都度一般廃棄物の収集運搬業者に委託する必要性が生じており、事業者の負担となっている。

したがって、優れた資源循環と廃棄物処理手法の確立は必要であるが、一般廃棄物の管理は各市町村による自治事務によるものであるため、営利目的でない試験研究用途の場合における一般廃棄物収集運搬・処分業の許可の必要性は、各市町村の判断に委ねていることを周知する。（環境ア 24）

（3）廃棄物処理業における優良業者の育成について（廃棄物・リサイクル分野）

産業廃棄物優良性評価制度の見直し【平成 21 年度検討・結論】

廃棄物処理の効率化は喫緊の課題である。それには、優良な廃棄物処理業者の育成が資することはいうまでもない。排出事業者が自らの判断において優良な廃棄物処理業者を選択可能となるように制定された、産業廃棄物の優良性評価制度は、「評価基準を満たす処理業者に対し一定の優遇措置を採ることにより、優良化に対するインセンティブを与える」ものとなっている。しかし、現在は更新許可の際の申請書類の一部が省略できるのみであり、優良化による実質的なインセンティブにはなっていない。また、既存の産業廃棄物処理業者が処理部門を分社化したような場合には、業の主体となる名義が変更となり、現行の要件である「5 年以上の営業実績」を満たすことができず、業務は変更していないにもかかわらず、優良性評価の取消となってしまう。同様に、処理品目の追加等、許可内容の変更に当たっても、優良性評価制度の再取得が必要であり、事業者の事務処理コストが倍増してしまっている。

したがって、適正かつ効率的に業に取り組む優良な産業廃棄物収集運搬・処分業者の育成を図るために、排出事業者が率先して優良業者を選定するよう促す等の取組を進めるとともに、産業廃棄物処理業者のインセンティブの拡充を図ることなど更なる優遇措置を採ること等を検討し結論を得る。（環境ア 25）

(4) 太陽光パネルの普及促進について(地球温暖化分野)

大胆な導入支援策の検討【平成21年度中検討・結論】

太陽光発電は、再生可能エネルギーの中でも特に潜在的な利用可能量が多く、エネルギー自給率の低い我が国の国産エネルギーとして重要な位置を占める可能性がある。「低炭素社会づくり行動計画」(平成20年7月29日閣議決定)において、我が国は太陽光発電世界一の座を再び獲得することを目指し、太陽光発電の導入量を2020年に10倍、2030年には40倍にすることを目標として、導入量の大幅拡大を進めるとしている。

太陽光発電の大量導入のためには、技術革新と需要創出による購入時コストの削減はもとより、新たな料金システム等の検討により、導入者へ継続的なインセンティブを働かせる必要がある。

したがって、購入時補助や技術開発支援、固定枠制などの現行制度に加え、電気事業者に対し長期間に渡って発電コストより高い価格での電力の買取を義務づけることにより太陽光発電の普及を促進する固定価格買取制度など、ドイツを含めた諸外国の太陽光発電導入政策を参考にしながら、我が国においても太陽光を含めた新エネルギーの大胆な導入支援策について国民負担の在り方も踏まえた上で検討し、結論を得る。(環境イ)

(5) 屋外タンクの開放検査について(保安分野)

タンク底部内面コーティングの耐久年数に係る指針の見直し【平成21年度検討開始】

タンク開放周期の個別延長のためではなく、事業者が自主的に施工したコーティングは、通常、開放検査の都度、膨れ・剥離等に対して補修を行うことで維持管理されている。容量1万キロリットル以上のタンクに対する開放検査周期の個別延長制度を活用して、タンクの開放検査周期を当該制度下で認められる最長開放検査周期である13年とするには、保安のための措置としてコーティングが要件の1つとなっており、既存コーティングの指針において、ガラスフレークコーティングは耐久年数が20年とされている。このため、当該制度の活用により、最長開放検査周期の適用を継続するには、開放検査の都度、ガラスフレークコーティングを全面再施工する必要が生じ、最長開放検査周期適用の申請を行うインセンティブが減退してしまっているとの意見がある。

したがって、事業者からのデータ提供を受け、安全性の確保を前提に、既存コーティングに関する指針の見直しについて検討を行う。(危険ウ)